

高知県立ふくし交流プラザレストラン運営業務委託仕様書

レストランは、利用者に対し衛生的な食品を廉価で提供し、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が別に指示するもののほか、次に定めるところにより運営を行うものとする。

- 1 メニュー及び価格については、受託決定後、県社協と協議のうえ設定すること。
メニュー及び価格を変更する場合も同様とする。
- 2 レストランの運営にあたり、次の事項に配慮すること。
 - (1) 食品等の材料は、可能な限り良質の地場産品を使用すること。
 - (2) 高齢者、障がいのある方にも配慮した献立とすること。
 - (3) 点字のメニューを用意し、視覚障がいのある方にも配慮すること。
 - (4) 必要に応じて、施設内で行われる研修、会議等に昼食弁当、コーヒー等を配達すること。
- 3 レストランは、常に清潔を保ち、衛生管理に十分留意するとともに、次の事項を遵守すること。
 - (1) 常に従業員の健康状態を把握するとともに、定期健康診断を実施すること。
 - (2) 従業員は常に清潔な服装を着用し、手洗い、消毒等を励行すること。
 - (3) 感染症予防対策を徹底すること。
 - (4) 清掃は、1日1回以上実施すること。
 - (5) 水回りの清掃は定期的に行い、排水に支障がないようにすること。
 - (6) 防虫、防鼠に対する措置を講ずること。
 - (7) 従業員の氏名を遅滞なく県社協に届け出ること。
- 4 厨房の火気は、原則として備え付けのものを使用することとし、備え付け以外の機器を使用する場合は、あらかじめ県社協の承認を得ること。
- 5 厨房や提供する食品等から発生する臭いについては、利用者の迷惑とならないよう、食材の選択、調理方法、換気方法等について配慮すること。
- 6 備品等の貸与
 - (1) 別紙「備品等貸与一覧」に記載する備品等は県社協が無償で貸与する。
ただし、調理器具類及び食器類等の消耗備品類は受託者が準備し、随時補充すること。
 - (2) 別紙「備品等貸与一覧」に記載する備品等の修繕にかかる費用は、受託者に過失がある場合を除き、原則として県社協が負担する。
- 7 施設使用料
 - (1) 家賃は無料。
 - (2) 電気・ガス・水道代は実費相当額、一般廃棄物処理費は定額を支払うこと。
(電気・ガス・水道代は、毎月検針のうえ、県社協から請求する。)
- 8 食品等の残り、調理屑等は責任をもって処理すること。
- 9 食品衛生法その他の法令を遵守すること。
- 10 食品関係監督行政庁の指導または県社協の指示事項について、誠実に履行すること。